○国土交通省告示第千百三十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年八月三十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第4289号	救命胴衣灯	ＬＳＡ　ＣＯＤＥ　２．２．３型	日本救命器具株式会社	ＭＳＣ.200(80)及びＭＳＣ.226(82)の適合確認。それに伴う標示の変更。

○国土交通省告示第千百三十八号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月二十一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第2097号	個人装具（安全燈及びおのを除く。）	耐熱消防服Ａ型	株式会社赤尾	大阪府大阪市西区新町四丁目13番１号

○関東地方整備局告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月四日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　小平都市計画道路事業三・一・二号東京立川線及び国分寺都市計画道路事業三・四・十号東京立川線

三　事業施行期間　自平成二十二年十月四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都小平市上水本町一丁目、国分寺市東戸倉二丁目、並木町一丁目及び北町一丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年十月四日

中部地方整備局長　富田　英治

(1)　登録年月日　平成二十二年十月三日

(2)　登録番号　中部地方整備局長　1

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ぎふ建築住宅センター

(4)　住所　岐阜県岐阜市薮田東一丁目二番二号

(5)　代表者の氏名　五藤千之輔

(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　岐阜県岐阜市薮田東一丁目二番二号／岐阜県美濃加茂市太田町三千二百五十九番地二／岐阜県多治見市東町一丁目九番地の三／岐阜県恵那市長島町久須見千三百十七番地／岐阜県高山市昭和町三丁目二番地十二

(8)　法第十三条の評価員の氏名　村瀬　博宣、鈴村　清美、神山　良博、柘植　則夫、波多野利美、小川　晶香、西村　良久、小川　満敏、梅村　直浩、河合　百合、田口　卓雄、森下　久喜、浅井　龍彦

(9)　役員の氏名　五藤千之輔、村瀬　博宣、鈴村　清美、向井　征二、藤井　孝一、土本　俊行、堀江　明、安田　浩二、大石　誠、岡田　隆、福島　主税、後藤　芳弘、梶田　実嗣、佐野　嘉信

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　鈴村　清美

(11)　評価の業務を行う区域　岐阜県全域、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県津島市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県岩倉市、愛知県愛西市、愛知県丹羽郡の全域

○近畿地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山市中字峠原五七〇番二から同市中字宇佐谷五五五番三二まで	前	一三・八五～三四・二五（メートル）	〇・三〇六（キロメートル）
	後	二七・六〇～五〇・四五（メートル）	〇・三六七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月四日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
始良市加治木町日木山字遊田五八七番二から同市加治木町反土字横手一四三三番一まで	前	一二・八四～九一・六四（メートル）	〇・一〇七（キロメートル）
	後	三二・五五～九一・六四（メートル）	〇・一〇七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所